

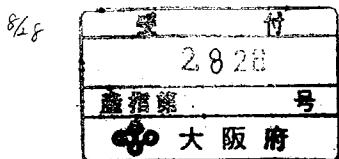
様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和2年 8月 28日

大阪府知事 様



住 所 大阪府大阪市中央区道修町

2丁目1番5号

提出先 小野薬品工業株式会社

氏 名 代表取締役 相良 曜

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6263-5670

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	小野薬品工業株式会社 水無瀬研究所
事 業 場 の 所 在 地	大阪府三島郡島本町桜井3丁目1番1号
計 画 期 間	令和2年4月1日 ~ 令和3年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事 業 の 種 類	16 : 化学工業
② 事 業 の 規 模	延床面積: 46, 962 m ²
③ 従 業 員 数	609名
④ 特別管理産業廃棄物 の一連の処理の工程	別紙のとおり

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和元年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油						
	排出量	78.799 t	37.896 t						
	(これまでに実施した取組)								
①現状	<ul style="list-style-type: none"> 実験手法を検討し、減量化に努めている。また、感染性廃棄物について、分別を徹底する事により減量化に努めている。 社内関係者で組織している安全衛生委員会において、毎月1回委員会を開催し、各部署に対して、廃棄物の減量化を促進している。 引火性廃油の成分を再分析し、特別管理産業廃棄物の種類を見直すことにより、特別管理産業廃棄物の排出量を抑制した。 								
②計画	<p>【目標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特別管理産業廃棄物の種類</th> <th>①感染性廃棄物</th> <th>②引火性廃油</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排出量</td> <td>79 t</td> <td>38 t</td> </tr> </tbody> </table> <p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状維持 			特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油	排出量	79 t	38 t
特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油							
排出量	79 t	38 t							

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物は医療廃棄物専用容器に入れ感染性廃棄物倉庫に、引火性廃油及び引火性廃油（有害）は危険物倉庫に廃棄物の種類ごとに分別保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状維持

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

③引火性廃油（有害）	④廃酸（有害）	⑤汚泥（有害）	⑥強酸
0.693 t	今年度発生無し t	0.000 t	0.037 t

②計画

③引火性廃油（有害）	④廃酸（有害）	⑤汚泥（有害）	⑥強酸
0.700 t	0.050 t	0.010 t	0.040 t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

⑦強アルカリ	⑧廃油（有害）	⑨廃水銀	⑩廃アルカリ（有害）
0.014 t	0.002 t	今年度発生無し t	0.000 t

②計画

⑦強アルカリ	⑧廃油（有害）	⑨廃水銀	⑩廃アルカリ（有害）
0.015 t	0.002 t	0.030 t	0.000 t

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			—
②計画	【目標】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			—

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			—
②計画	【目標】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			—

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

③引火性廃油（有害）	④廃酸（有害）	⑤汚泥（有害）	⑥強酸
— t	— t	— t	— t

②計画

③引火性廃油（有害）	④廃酸（有害）	⑤汚泥（有害）	⑥強酸
— t	— t	— t	— t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

③引火性廃油（有害）	④廃酸（有害）	⑤汚泥（有害）	⑥強酸
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

②計画

③引火性廃油（有害）	④廃酸（有害）	⑤汚泥（有害）	⑥強酸
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

⑦強アルカリ	⑧廃油（有害）	⑨廃水銀	⑩廃アルカリ（有害）
— t	— t	— t	— t

②計画

⑦強アルカリ	⑧廃油（有害）	⑨廃水銀	⑩廃アルカリ（有害）
— t	— t	— t	— t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

⑦強アルカリ	⑧廃油（有害）	⑨廃水銀	⑩廃アルカリ（有害）
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

②計画

⑦強アルカリ	⑧廃油（有害）	⑨廃水銀	⑩廃アルカリ（有害）
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

自ら行う特別管理産業廃棄物の廃立処分に関する事項

自ら行う特別管理産業廃棄物の廃立処分に関する事項

自ら行う特別管理産業廃棄物の廃立処分に関する事項		
前年度（令和元年度）実績		
特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性生活油
自ら廃立処分を行った量	— t	— t
特別管理産業廃棄物の量	— t	— t

（これまでに実施した取組）		
—		

目標		
特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性生活油
自ら廃立処分を行う量	— t	— t
特別管理産業廃棄物の量	— t	— t

計画		
引火性魔油（有害）	④焼酸（有害）	⑤汚泥（有害）
— t	— t	— t
引火性魔油	④焼酸	⑤汚泥
— t	— t	— t

計画		
引火性魔油（有害）	④焼酸（有害）	⑤汚泥（有害）
— t	— t	— t
引火性魔油	④焼酸	⑤汚泥
— t	— t	— t

現状		
特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性魔油
自ら廃立処分（現状）	— t	— t
特別管理産業廃棄物の量	— t	— t

計画		
引火性魔油（有害）	④焼酸（有害）	⑤汚泥（有害）
— t	— t	— t
引火性魔油	④焼酸	⑤汚泥
— t	— t	— t

現状		
特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性魔油
自ら廃立処分（現状）	— t	— t
特別管理産業廃棄物の量	— t	— t

特別管理産業廃棄物の廃立処分に関する事項

現状		
特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性魔油
自ら廃立処分（現状）	— t	— t
特別管理産業廃棄物の量	— t	— t

計画		
引火性魔油（有害）	④焼酸（有害）	⑤汚泥（有害）
— t	— t	— t
引火性魔油	④焼酸	⑤汚泥
— t	— t	— t

現状		
特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性魔油
自ら廃立処分（現状）	— t	— t
特別管理産業廃棄物の量	— t	— t

特別管理産業廃棄物の廃立処分に関する委託に関する事項

現状		
特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性魔油
自ら廃立処分（現状）	— t	— t
特別管理産業廃棄物の量	— t	— t

計画		
引火性魔油（有害）	④焼酸（有害）	⑤汚泥（有害）
— t	— t	— t
引火性魔油	④焼酸	⑤汚泥
— t	— t	— t

現状		
特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性魔油
自ら廃立処分（現状）	— t	— t
特別管理産業廃棄物の量	— t	— t

(これまでに実施した取組)

現状		
特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性魔油
自ら廃立処分（現状）	— t	— t
特別管理産業廃棄物の量	— t	— t

計画		
引火性魔油（有害）	④焼酸（有害）	⑤汚泥（有害）
— t	— t	— t
引火性魔油	④焼酸	⑤汚泥
— t	— t	— t

現状		
特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性魔油
自ら廃立処分（現状）	— t	— t
特別管理産業廃棄物の量	— t	— t

・年1回、処理料金の精査を行っている。
 ・感性性廃棄物の中間処理後の男湯は上塗材や土木資材として再資源化を行つて処理業者を採用している。
 ・引火性魔油、汚泥（有害）等の中間処理後の効率は格段にやせたり、強酸、強アルカリ等で汚泥を採用している。
 ・汚泥は中間処理後、水銀として再生を行う処理業者を採用している。
 ・水銀は中間処理後、水銀として再生を行う処理業者を採用している。

②計画	【目標】						
	特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物		②引火性廃油			
	全処理委託量	79	t	38 t			
	優良認定処理業者への処理委託量	79	t	38 t			
	再生利用業者への処理委託量	—	t	— t			
	認定熱回収業者への処理委託量	—	t	37 t			
電子情報処理組織の使用に関する事項		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	79	t			
(今後実施する予定の取組)							
【前年度（令和 年度）実績】							
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		117.441 t					
(今後実施する予定の取組等)							
既に電子マニフェストを導入済み。							
※事務処理欄							

②計画

③引火性廃油（有害）	④廃酸（有害）	⑤汚泥（有害）	⑥強酸
0.7 t	0.050 t	0.001 t	0.040 t
0.7 t	0.050 t	0.001 t	0.040 t
— t	— t	— t	— t
0.0 t	— t	— t	— t
0.7 t	— t	— t	— t

②計画

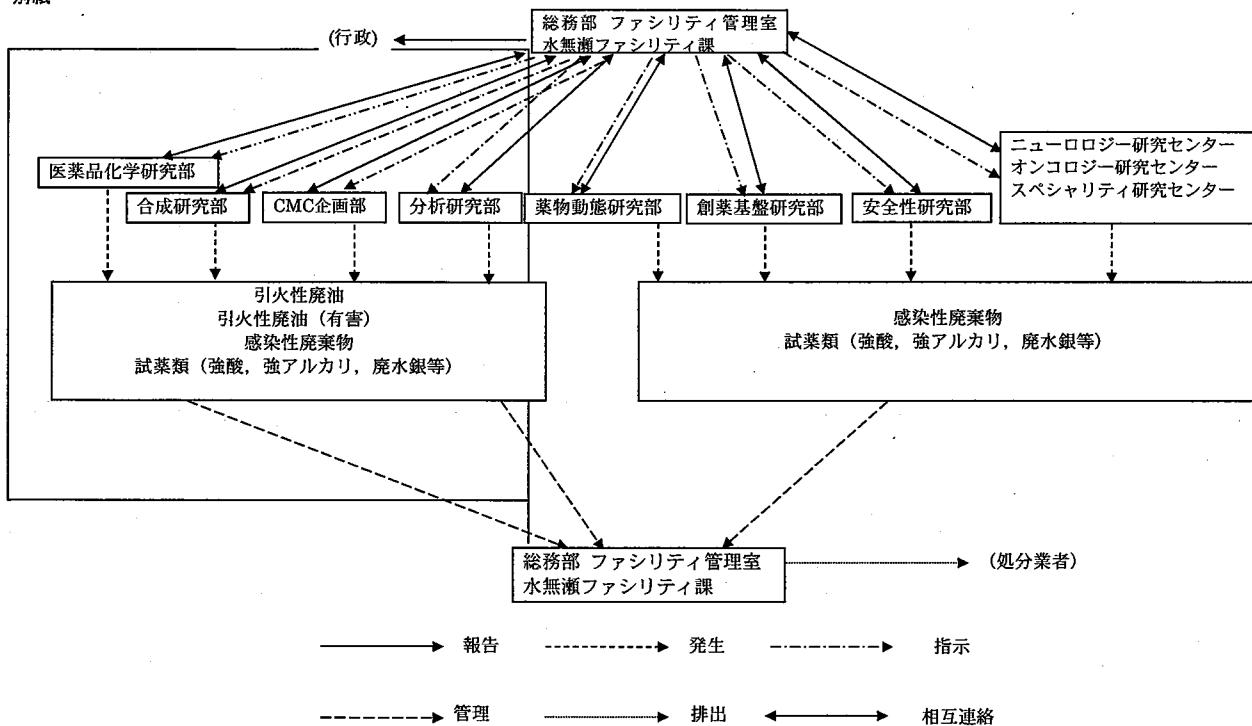
⑦強アルカリ	⑧廃油（有害）	⑨廃水銀	⑩廃アルカリ（有害）
0.015 t	0.002 t	0.030 t	0.000 t
0.015 t	0.002 t	0.030 t	0.000 t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙



各部署の役割

部署	役割
総務部 ファシリティ管理室 水無瀬ファシリティ課	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の排出から最終処分までの 管理、電子・マニフェストの登録、管理 ・産業廃棄物の種類ごとの発生量、排出量、及び性状チェック ・処分業者の定期観察 ・行政に対する報告 ・収集運搬、処分業者との委託契約等の管理 ・産業廃棄物の適正管理、減量化等の社内啓発
医薬品化学研究部	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい化合物の創製 ・化合物の物性情報や有効性、安全性情報を基にした化合物デザインを進めると同時に、高速合成装置を用いたライブラリー合成などを駆使して、効率的な化合物の合成を行う
合成研究部	<ul style="list-style-type: none"> ・原薬を供給するための量産化やコスト低減に関する研究
CMC企画部 分析研究部	<ul style="list-style-type: none"> ・新薬候補化合物の製剤化研究 ・医薬品としての品質保証を行なう
ニューロロジー研究センター オンコロジー研究センター スペシャリティ研究センター 創薬基盤研究部 薬物動態研究部 安全性研究部	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニークな作用を持つ標的に着目してシーズ探索を行う ・合成された化合物の医薬品としての 有効性を評価 ・画期的かつ独創性の高い新薬の創製 ・化合物の安全性を評価